

週刊住宅

2022年(令和4年) 1月24日号

NO. 2992 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

「もう25年も遺言を書いてくれるように言っているのだが」と、横浜の地主さんの長男Mさん。Mさんと彼の母親とで相続対策について打ち合わせ中。「自宅のマンションへの建て替えとか、資産管理法人への資産の移転とか、やるべきことは沢山ある。しかし、まずやる必要があるのは、父親に遺言を書いてもいい」と。

187

「泥沼相続の典型パターン」

トラブル防止へ、遺志は明確に

「もう25年も遺言を書いてくれるように言っているのだが」と、横浜の地主さんの長男Mさん。Mさんと彼の母親とで相続対策について打ち合わせ中。「自宅のマンションへの建て替えとか、資産管理法人への資産の移転とか、やるべきことは沢山ある。しかし、まずやる必要があるのは、父親に遺言を書いてもいい」と。

「親父がいつも俺に継がせると言っていた」という正義と、妹の「しかし、結局遺言という形にできなかったのだから、それは父の平等だとしても、例えば3分の1くらいはもらってもいいはず」という正義とがぶつかることになる。

「親父がいつも俺に継がせると言っていた」という正義と、妹の「しかし、結局遺言という形にできなかったのだから、それは父の平等だとしても、例えば3分の1くらいはもらってもいいはず」という正義とがぶつかることになる。

「親父がいつも俺に継がせると言っていた」という正義と、妹の「しかし、結局遺言という形にできなかったのだから、それは父の平等だとしても、例えば3分の1くらいはもらってもいいはず」という正義とがぶつかることになる。

「親父がいつも俺に継がせると言っていた」という正義と、妹の「しかし、結局遺言という形にできなかったのだから、それは父の平等だとしても、例えば3分の1くらいはもらってもいいはず」という正義とがぶつかることになる。



kob_yashi@kkanlei.com

67

電話 0467・22・7772
ファクス 045・330・5773
携帯 080・4196・1167

鎌倉鑑定 小林雅裕
247-0056 神奈川
県鎌倉市大船2-19-35
4F

中途半端な形で遺志を遺すのは最悪なのである。